

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

(1) 深刻化する地球環境問題

今日の環境問題は、日常生活や事業活動から生じる身近なものから、地球規模のものまで多様化・複雑化しています。

これらの環境問題に対応していくためには、環境と調和し、自然との共生を進めるとともに、化石燃料から太陽光発電等の再生可能エネルギーへの転換や、公共交通機関の利用促進、省エネルギー型のまちづくり等、環境負荷の少ないシステムづくりが必要です。持続可能な地域社会を構築していくためには、行政だけではなく、市民や事業者も環境に関心を持ち、自ら行動することが大切です。

(2) 環境に関する世界的な動向

① 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。国際社会全体の開発目標として、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ、地球の5つの要素について2030（令和12）年を期限とする包括的な17のゴール（目標）と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」ことを基本理念のもと地球環境の保全と、豊かさの追求を両立することを目的としています。



出典：国際連合広報センターウェブサイト

図 1-1 SDGs の 17 のゴール

② 気候変動対策

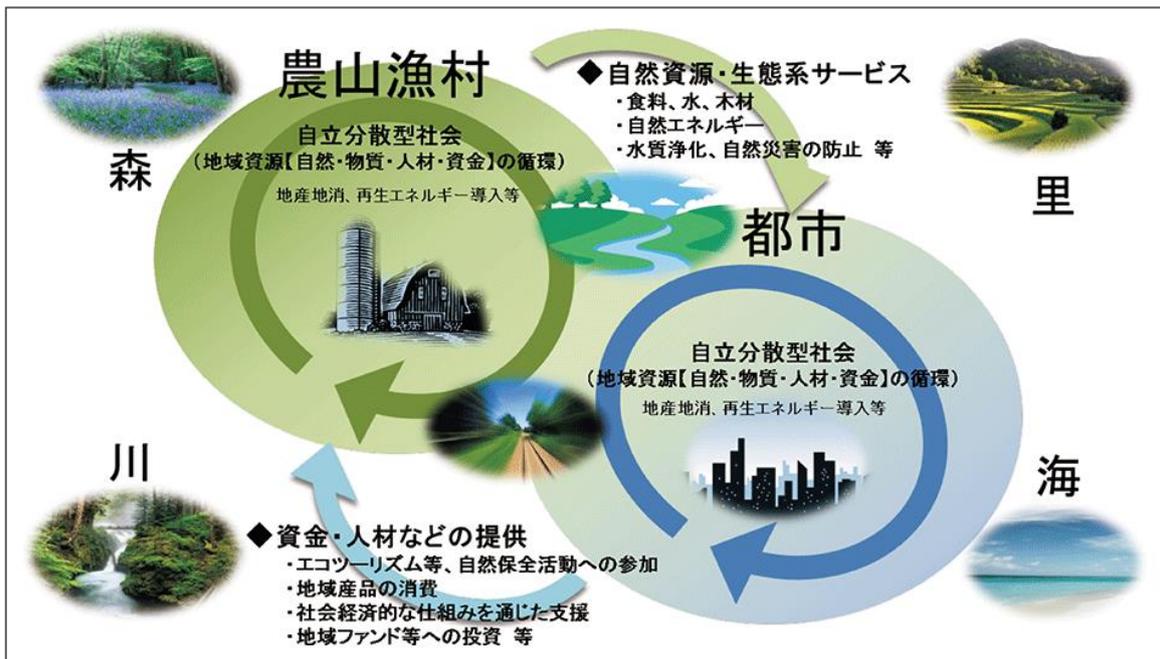
気候変動の影響による自然災害の増加は、世界的な喫緊の課題となっています。2016（平成28）年11月に発効された「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して、2℃より十分に低く抑え、1.5℃未満に抑える努力を追求することを目標とし、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにする「脱炭素化」が明記されました。

(3) 環境に関する国内の動向

① 第五次環境基本計画

国の第五次環境基本計画（2018(平成30)年4月）では、SDGsやパリ協定の採択などの国際的な潮流を受け、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現が掲げられました。SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくために、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が設定されています。

また、重点戦略を支える環境政策として、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、環境リスクの管理（水・大気・土壌の環境保全等）、基盤施策（環境影響評価・環境教育等）を着実に進めていくこととしています。



出典：環境省ウェブサイト

図 1-2 地域循環共生圏のイメージ

② 地球温暖化対策計画

2021（令和3）年6月に、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）を改正し、「パリ協定」で掲げる目標や「2050年カーボンニュートラル」が基本理念として位置づけられました。

2021（令和3）年10月に、国の「地球温暖化対策計画」が改定され、温室効果ガス排出削減の中期目標として、2030年度に2013年度比で46%削減することを目指し、さらに、50%削減の高みに向けて挑戦を続けていくことが示されました。

(4) 環境に関する沖縄県内の動向

① 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画

沖縄県では、県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」（平成22年3月）において、目指すべき将来像のひとつとして「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を掲げています。また、本ビジョンの実現に向けた行動計画として、2022（令和4年）5月に「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定しています。同計画では、沖縄21世紀ビジョンで掲げた目指すべき将来像の実現に向けて、「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」、「自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用」、「持続可能な海洋共生社会の構築」などの基本施策及び各種施策が展開されています。

② 第3次沖縄県環境基本計画

第3次沖縄県環境基本計画（2023（令和5）年3月）では、「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」を目指す環境像とし、「自然共生」、「資源循環」、「地球環境保全」、「環境と経済」、「環境の継承」、「地域間連携強化」、「科学技術活用」の7つの基本目標を掲げています。基本目標の施策の方向性を示す基本施策を明らかにするとともに、その方向に沿った取組を展開しています。

基本目標	基本施策	施策展開
自然共生 I 自然環境の保全・再生及び安全・安心な生活環境の実現	I-1 自然環境の保全・再生 I-2 安全・安心な生活環境の実現	詳細は、 P. 146～164
資源循環 II 島しょ型資源循環社会の構築	II-1 廃棄物の適正処理・再生利用 II-2 海岸漂着物対策の推進	詳細は、 P. 165～169
地球環境保全 III 地球環境保全への貢献	III-1 地球温暖化と気候変動対策の推進 III-2 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 III-3 海洋プラスチックごみ問題対策の推進 III-4 その他の地球環境問題への取組の推進	詳細は、 P. 170～178
環境と経済 IV 環境と調和する持続的な経済社会の構築	IV-1 環境産業の拡大 IV-2 環境に配慮した事業の推進	詳細は、 P. 179～182
環境の継承 V 環境保全活動への参加及び環境教育による継承	V-1 多様な主体の参加促進 V-2 環境教育等の推進	詳細は、 P. 183～186
地域間連携強化 VI 地域を結ぶ環境に関わるネットワークづくり	VI-1 地域循環共生圏の創造に向けたネットワーク	詳細は、 P. 187～189
科学技術活用 VII 科学的知見の充実及び科学技術の活用	VII-1 デジタル技術の活用促進 VII-2 環境技術の開発・活用促進	詳細は、 P. 190～192
	VIII-1 基地関連問題の防止	詳細は、 P. 193～195

出典：沖縄県ウェブサイト 第3次沖縄県環境基本計画

図 1-3 第3次沖縄県環境基本計画の基本目標と基本施策

2 那覇市の環境行政のこれまでの取組

①那覇市環境基本計画

本市では、第3次総合計画で掲げた都市像のひとつである「美ら島の環境共生都市」の実現を目指し、次世代への良好な環境の継承に向け、市・市民・事業者等の各主体が協働しながら、本市の自然的・社会的な条件に応じた環境保全と創造のための施策を、総合的かつ計画的に展開していくための基本的な指針として、2000（平成12）年3月に「環境基本計画」を策定しました。同計画では、市民が身近な自然に親しんで生き物に配慮し、公害がなく健康で快適な暮らしを営み、これまでの歴史や文化を尊重しながらも未来をみすえ、各地域・国と協力して環境問題に取り組む姿勢を『人・自然・地球にやさしい環境共生都市 なは』を望ましい環境像として表現し、この望ましい環境像を達成するために5つの環境形成目標を設定し施策を展開してきました。

その後、環境を取り巻く状況、市の施策の取組み、市民・事業者等の意識などの変化に対応するため、2004（平成16）年4月には、環境に対する基本的な考え方や施策の方向、市・市民・事業者等の役割を明確にし、様々な環境保全施策を推進する根拠となる、「那覇市環境基本条例」を制定し、2007（平成19）年に同計画の改訂を行いました。

2014（平成26）年に策定した「第2次那覇市環境基本計画」では、「人・自然・地球にやさしい環境共生都市なは」を環境の将来像に掲げ、良好な環境の保全と創造のための施策を総合的・計画的に推進してきました。同計画の策定から5年が経過する中、環境を取り巻く内外の情勢の変化を踏まえ、2017（平成29）年12月に策定した「第5次那覇市総合計画」との整合性を図りながら、より効果的な取組を進めるため中間見直し（2019（平成31）年3月）を行いました。



図1-4 第5次那覇市総合計画の「目指すまちの姿」

②本市の地球温暖化対策

2008（平成20）年3月に、地球温暖化対策の行動指針となる「那覇市地球環境保全行動計画」を策定し、2010（平成22）年3月には、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルに基づき、那覇市地球温暖化対策アクションプランを策定しました。

その後、温室効果ガスを削減する緩和策と地球温暖化の影響への対処として適応策を実施することにより、低炭素なまちづくりの実現を目指した、「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

3 計画策定の目的

国や沖縄県が、それぞれの役割に応じた広域的な環境行政を推進する一方で、那覇市においては、「地域に最も近い基礎自治体ならではの役割、環境行政のあり方」が問われています。また、県都でもあり、県内唯一の中核市として、身近な環境問題の改善と持続可能な社会の構築に向けた取組を強力に推進することが求められています。

一方で、市民や事業者には、「地球市民」という意識のもと、本市が抱える環境問題を身近なものとして認識し、環境負荷を小さくするための経済活動やライフスタイルの確立、環境保全活動などへの参加が求められています。

本市では、2019（平成31）年3月に改訂した「第2次那覇市環境基本計画（改訂版）」、及び2015（平成27）年3月に策定した「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の計画期間が終期を迎えます。引き続き、本市の環境保全と創造に関する施策と地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2つの計画を統合し、さらに2018（平成30）年12月に施行された気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を包含した、「第3次那覇市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

2004（平成16）年に制定した那覇市環境基本条例第8条において、「市長は、環境の保全と創造に関する基本的な計画を定めなければならない」と規定しています。本計画は、同条例に基づく計画として策定するものです。

また、本計画は、「第5次那覇市総合計画」（2017（平成29）年12月）に掲げられた目指すまちの姿の「自然環境と都市機能が調和した住みつつきたいまち NAHA」を具体化するための、本市の環境分野における最上位計画となります。

すなわち、本計画は、市民や事業者の「環境の保全・創造」に関する取組の「指針」としての役割を担うとともに、国の環境基本計画や沖縄県の環境基本計画及び沖縄21世紀ビジョンを基礎自治体の立場から具体化するための「環境分野のマスタープラン」として位置づけられます。

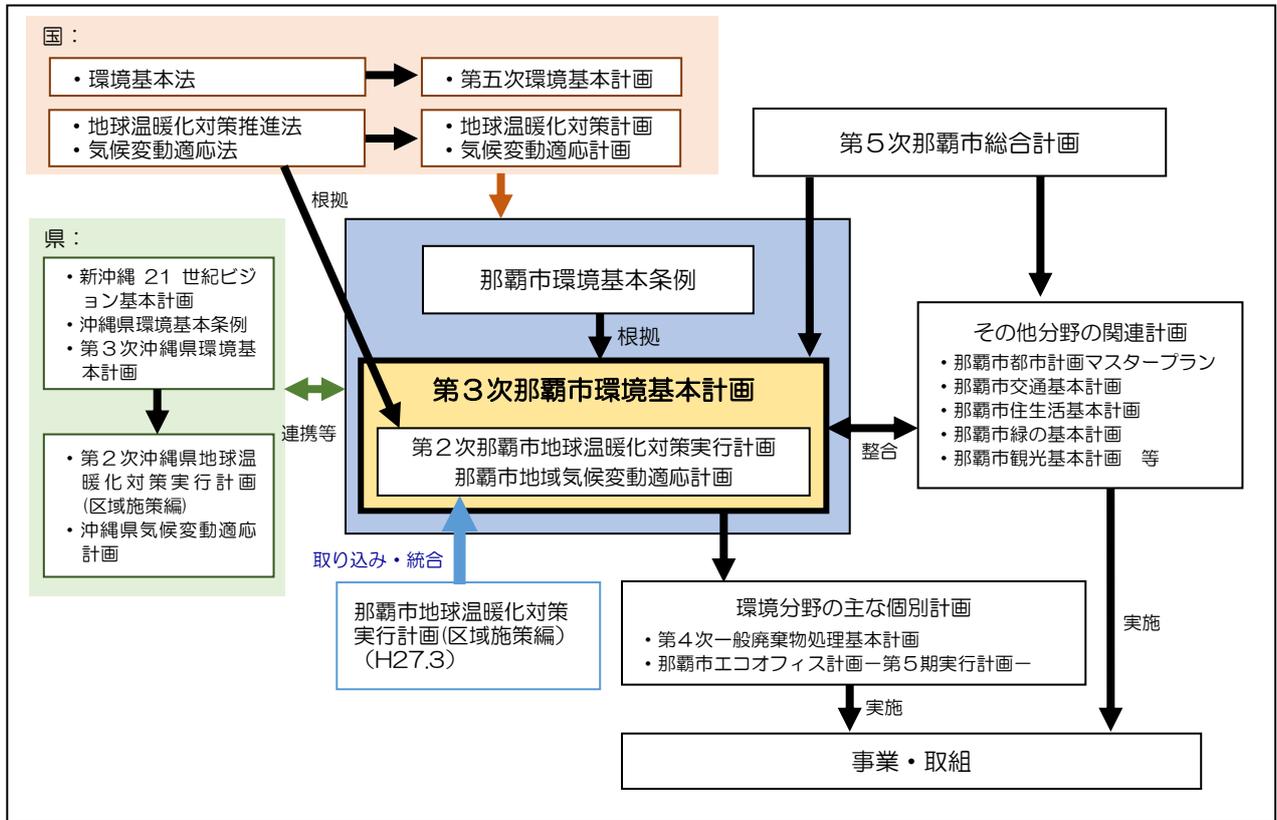


図 1-5 本計画の位置づけ

2 計画の期間

国の地球温暖化対策計画では、温対法の基本理念である「2050年までの脱炭素社会の実現」に向けた中期目標として、2030（令和12）年度までを計画期間としています。

本計画の期間は、国の地球温暖化対策計画の中期目標年度を踏まえ、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

なお、法改正や環境を取り巻く社会状況の変化等があった場合には必要に応じて見直すこととします。

3 計画の範囲

本計画は、那覇市全域を対象とします。

本計画で取り組む環境の対象は、身近な日常生活から地球環境問題を含む環境保全活動まで幅広く捉えます。また、本市の良好な環境を後世に引き継ぐために必要となる取組を重視し、「生活環境」、「都市環境」、「自然環境」、「地域脱炭素・循環型社会」と、これらの環境と分野横断的に関わる「人づくり」、「環境と経済・観光の調和」を環境の対象とします。

表 1-1 本計画における環境の対象と環境項目

環境の対象	環境項目
生活環境	大気、水質、騒音、その他の公害等
都市環境	公園・緑地、景観、歴史文化等
自然環境	生物多様性、生物、外来種等
地域脱炭素・循環型社会	地球温暖化、気候変動、エネルギー、廃棄物、4R等
人づくり	環境分野と横断的に関わる人づくりとしての学校教育、地域学習・活動、環境情報等
環境と経済・観光の調和	環境に配慮した経済活動、環境資源を持続的に活用した観光等

4 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

表 1-2 本計画の構成

各章の項目	記載内容
第1章 計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の背景や目的、計画の位置づけなど
第2章 那覇市の環境の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市の沿革や人口の推移、産業構造、交通などの社会状況 気候条件や環境の特徴などの自然状況 環境に対する市民や事業者の意識や日常の取組の概要 第2次基本計画の点検・評価、総括及び今後の課題
第3章 那覇市が目指す環境の将来像	<ul style="list-style-type: none"> 那覇市が目指す環境の将来像 将来像を実現するための基本目標
第4章 環境の将来像の実現に向けて	<ul style="list-style-type: none"> 施策体系、具体的取組、重点取組
第5章 地球温暖化対策（区域施策編及び気候変動適応計画）	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本的事項（計画策定の背景、計画期間など） 那覇市における地球温暖化の現状及び課題 温室効果ガス排出量の将来予測及び削減目標 削減目標達成に向けた取組（緩和策） 那覇市地域気候変動適応計画
第6章 計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 計画の推進体制、計画の進捗管理